

平成 27 年 6 月 29 日

民間資金を活用した公共施設・ 社会資本整備等を促進するための 金融面からの取組みについて

官民ラウンドテーブル

「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を
促進するための金融面からの取組み」作業部会

【はじめに】

「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会は、官民ラウンドテーブル第3回会合（平成26年3月27日）において、PPP／PFIなどの公共施設・社会資本関連プロジェクト向けの投融資を促進するための取組みについて検討するために立ち上げられた。

本作業部会は、26年5月以降5回にわたり、参加機関の実務担当者による会合を開催し、活発な自由討議を行った。本作業部会の参加機関及び会合の開催状況は、それぞれ以下のとおりである。

[参加機関]

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、
全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、生命保険協会、
日本損害保険協会、日本証券業協会、国際銀行協会、農林中央金庫、
(株)日本政策投資銀行、(株)民間資金等活用事業推進機構、日本銀行、
内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）、金融庁

（この他、総務省地域力創造グループ、国土交通省都市局まちづくり推進課からもオブザーバー参加）

[会合の開催状況]

第1回：5月20日（火）	第2回：7月30日（水）
第3回：9月18日（木）	第4回：11月18日（火）
第5回：12月17日（水）	

会合においては、参加機関のほか、第2回会合においては福岡市財政局アセットマネジメント推進部にプレゼンテーションを行って頂いたところであり、記して感謝する。

以下、本作業部会での検討内容について報告する。

【総論】

1. PPP／PFIの普及拡大に取り組んでいく必要性

(1) 政府の方針

- 政府は成長戦略の一つとしてPPP／PFIを推進することとしている（34年までにPPP／PFIの事業規模12兆円（現状約4兆円）に拡大との目標）。
- PPP／PFIの活用ニーズは今後、ますます高まっていくとみられる。「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）では、「財政状況が厳しさを増す中、かつて経済成長を支えたインフラの老朽化対策や大規模災害等に備える防災・減災対策が課題となっており、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務」としている。
- また、同アクションプランでは、PPP／PFIの事業方式について、従来から多く取り組まれてきたサービス購入型だけでなく、「平成23年度改正法により導入された『公共施設等運営権制度』の活用を推進するとともに、収益施設を併設・活用すること等により事業の収益性を高め、税財源以外の収入等で費用を回収する方式の活用・拡大を図る」ことが課題としている。特に、公共施設等運営権方式について、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定）において、集中強化期間（26年度から28年度までの3年間）を定め、重点分野（空港・水道・下水道・道路）に数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標（10年間で2～3兆円）を集中強化期間に前倒しして、取組を加速化することとされた。

(2) PPP／PFI等の地域金融機関や地元事業者、地方公共団体（以下「地公体」）にとってのメリット

「官民ラウンドテーブル」では、こうした政府の方針なども踏まえつ

つ、金融業界としての取組の方向性について議論した。その際、まず、公共施設・社会資本の多くを保有する地公体や地元事業者、地域金融機関にとってのPPP/PFI等（本稿では、例えば海外のレベニュー債を参考にしたスキームなども含む、民間活用・官民連携の手法を幅広く対象に含めて議論した。以下同じ。）の普及拡大によるメリットについて、考え方を整理した。出席者から出された主な意見は、以下のとおり。

イ. 地公体にとってのメリット

- 多くの地公体にとって、今後、人口減少や高齢化が進む中、公共施設・社会資本の更新需要が増嵩する見通しであることは、行政運営上の大きな課題と考えられる。こうした課題に対しては、いわば地公体において中長期的な“財務戦略”を立てて、公共サービスについて、効率化やリモデル・リサイジング（例えば、民間活用、複合施設化、運営コストに係る財政負担と利用者負担（利用料）のバランスの見直し、施設の統廃合など）を図ることにより、持続可能性を高めていくことが重要であり、PPP/PFI等は、そのための手法の一つとしての活用が期待される、との意見が出された。
- こうした中長期的な財政負担の抑制の効果は、従来から取組実績の多い「サービス購入型」（地公体等がサービス利用料を負担）だけでなく、公共施設等運営権方式や収益施設併設型などの活用が広がることにより、一層高まるとみられる。

一般に「公共施設等運営権方式」は、事業の採算性が高いほど導入し易いとみられるが、我が国の公共サービスには、利用者からの料金収入だけでは採算のとり難い、或いは今後、人口減等により採算の悪化が見込まれるものが多い。この点、公的部門は採算性の良い案件については極力民間に委ね、その運営権等の対価を活用して、公的部門にしかできないような事業に取り組むべきとの意見があった。また、必ずしも採算性をとり難い事業等についても、官民のコスト負担等のスキームを工夫すれば、公共施設等運営権方式等を取り入れ、地公体等で直接運営する場合と比べ、行政コストの縮減を図れる可能性があるのではないか、との意見も出された。

- 地公体の“財務戦略”の観点からは、地公体は、公共施設等運営権方式等を実施し、運営権の売却に伴う対価を、例えばインフラの機能強化や修繕等の前倒し実施に充てるなど、創意次第で、更なる地域経済活性化に役立てることも考えられる。
- この他、地公体にとって、財政負担の軽減だけでなく、公共サービスの提供に関して地公体側が負う、公共サービスの種類等ごとに様々なリスク（例えば、施設・設備等の事故、技術職員の大量定年退職に伴う不足等）の一部を民間事業者に負ってもらうことにより抑制し得ることも、PPP／PFI等の効用といえるのではないかと、この意見が出された。

（参考）海外の事例

欧州など海外では、PFI事業は、地公体等側が負うリスク（特に期日までに工事が完了しないリスク¹）の抑制のために活用されるケースが多くみられるといわれる。

- 加えて、地公体にとって、PPP／PFI等により民間の技術・ノウハウを活用することで、公共サービスの質を向上できる可能性がある、との意見があった。
- また、公共サービスは、民間と比べ、利用料金を低めに抑えている半面、サービス水準が必ずしも高くない場合もあることから、民間の技術・ノウハウを活用して利用者利便の向上や運営費用に対する財政負担の抑制を図る（利用料金の上昇については、例えば収益業務の併営や低所得者への補助等の工夫により抑制を図る）こと等も一案、との意見があった。

ロ．地元事業者にとってのメリット

- PPP／PFI等において、各企業が独自の技術・ノウハウを提案

¹ 通常の公共事業では受注先が複数にまたがるが、PFI方式では、事業を一の受注者（SPC）に一括して請け負わせるため、地公体等側にとって、期日までに完工できなかった場合の責任の所在が明確であり、こうした完工リスクを抑制しやすくなるといわれる。

して施設の整備や管理・運営を行ったり、収益施設を併設する等の工夫を行うこと等によって、事業機会の拡大を図っていけば、企業の競争力強化や雇用の創出等、地域経済の活性化の効果も期待し得る²。

ハ. 地域金融機関にとってのメリット

- 地域金融機関にとって、今後、PPP／PFI等の普及拡大に伴い、プロジェクトの事業性に着目した融資機会の増加につながると考えられる。企業等の信用力に着目した融資に加え、こうした融資機会が増加することは、地域金融機関にとって収益の安定化・向上に寄与する可能性がある。
- また、地域金融機関にとって主要な取引先である地公体が、今後、PPP／PFI等を活用して、中長期的な財政負担を抑制しながら公共施設・社会資本の更新等を行うことは、地域金融機関の経営基盤の安定を図る上で有益と考えられる。
- さらに、営業基盤とする地域において、地元事業者によるPPP／PFIへの取組が拡大するにつれ、地域金融機関にとって、収益力の一層の強化に寄与する可能性も考えられる。

2. PPP／PFI等の普及拡大に向けた課題

- 以上でみてきたように、PPP／PFI等の活用には、地公体にとっても地元事業者や地域金融機関にとっても、様々なメリットが考えられるが、その普及拡大には様々な課題がある。
- 現状、PPP／PFI等に積極的なのは一部の地公体にとどまり、今までPFIの取組実績がない地公体も数多く存在している。足許のPFIの取組実績の伸びは、公共事業の抑制等もあって、1990年代より鈍化している。その背景について、参加機関からは、以下のような指摘があった。

² なお、このように企業の創意を活かす観点から、地公体がPPP／PFIのスキームを検討する際、必要以上に事業者の業務範囲や裁量を制限し過ぎないことが重要、との意見も出された。

- ・ P F Iにおいては、P F Iの実績の豊富な大手ゼネコン等を代表企業とするコンソーシアムの落札率が高く、その点が、地元の理解を得られにくくしている可能性がある。
- ・ 我が国の公共サービスは、次の理由から収益性が低いケースが多く、運営権等を全面的に民間に委ねることが難しい。
 - ✓ 我が国の公共サービスは、鉄道や高速道路のような収益性の見込める事業の多くが既に民営化等されていること
 - ✓ 公共施設等の利用料金が採算のとれる水準よりも低めに設定されているケースが多いこと
 - ✓ 先行き、施設の老朽化等への対応コストが増加する半面、人口減等に伴い需要の減少が見込まれること
- ・ 地公体は、P F Iを実施するためには、P F I法で定められた手続きや契約書類の作成等の事務負担がかかる³。
- ・ 地公体が、長期的な財政負担の軽減・平準化などの視点も踏まえ、公共施設等のマネジメント（地公体において公共施設等の情報を一元的に把握・管理するための取組）の推進や、固定資産台帳を含む地方公会計の整備を行うことは、P P P / P F Iの普及拡大を図っていく上でも重要であるが、現状、必ずしも十分とはいえない（総務省では、現在、地公体におけるこれらの取組の促進を図っているところ（後述））。
- ・ 過去にP P P / P F I事業が失敗し、リスクが顕現化したケースがある。
- ・ P P P / P F Iの普及拡大に向けて活用し得る各省庁の施策について、制度が多岐にわたることなどもあって、関係者に必ずしも十分に浸透していない可能性がある。

³ なお、金融機関においても、P F I案件向けの融資については、リーガルチェックや妥当性・採算性の確認についての負担が大きいとの指摘があった。

3. PPP／PFI等の普及拡大に向けた取組の方向性

(1) 基本的考え方

○ このように、PPP／PFI等の普及拡大に向けては様々な課題もあるが、こうした課題については、今後、地公体などの関係者が協力して地道に取り組んでいく中で、徐々に対応していける可能性があるのではないか、との指摘がみられた。例えば、地元事業者は、他企業との連携などを図り易くしたり、PFIに関するノウハウを高めれば、今後、PFI事業のコンソーシアムに参画し易くなり、地元の理解も進んでいく可能性がある。また、前述のとおり、必ずしも採算性の高くない事業についても、地公体がスキームを工夫すれば、「公共施設等運営権方式」等の活用余地もでてくると考えられる。地公体におけるPFI法で定められた手続きや契約書類の作成等の事務負担に関しても、内閣府PFI推進室において、ガイドラインの整備・改訂など、必要な対応・検討が行われているところである。加えて、今後、各地公体において、公共施設のマネジメント等の取組を進める中で、より多くの地公体が、PPP／PFIの積極的な活用を検討するようになることを期待したい。さらに、PPP／PFIの普及拡大に向けて活用し得る各省庁の施策の理解を広めていく観点からは、今後、「官民ラウンドテーブル」で紹介された諸施策を整理した本報告書などの活用が考えられる。

そのため、「官民ラウンドテーブル」の参加者は、中長期的な視点に立って、地公体や地元企業への働きかけを粘り強く行ったり、PPP／PFI等のプロジェクト向けの投融資を積極的に行うこと等を通じて、PPP／PFI等の普及拡大に協力していくべきとの意見で一致した。

○ 特に、PPP／PFI等を全国的に普及拡大し、様々な事業において活用されるようにするためには、PPP／PFI等の取組実績のない（または少ない）地公体や地元事業者に対する協力・助言や、これまで取組例の少ない、「公共施設等運営権方式」や「収益施設併設型」等についての協力・助言を行っていくことが重要との意見が多数出された。

○ また、金融機関がPPP／PFI等の普及拡大に向けて地公体や地元

事業者等に協力するに当たっては、例えば以下のとおり、助言できることも多いのではないかと、との意見が多数出された。

- 地公体によるPPP／PFI等を活用した公共施設・社会資本の管理・更新は、企業の経営戦略・財務戦略の考え方とも似た性格があるため、金融機関は、普及拡大に取り組もうとする地公体等に対して、企業向け融資を通じて培ったノウハウを踏まえた助言を行う余地があるのではないかと。
- 地公体に対し公共施設等運営権方式について協力する際は、例えば、地公体が運営権の売却に伴う対価の使途（例えば、公共施設・社会資本の修繕の前倒し等）をどうするか、等の視点も踏まえ、助言することも一案ではないかと。
- 金融機関の知見を活かし、地元事業者からのニーズに応じて、例えば、プロジェクトファイナンス等事業スキームに関する解説、提案書および長期事業計画の策定等への助言を行うほか、各種リスクの指摘により事業採算性の精査を促す、といった取組が可能ではないかと。

（２）今後の取組の方向性

- 「官民ラウンドテーブル」の参加者は、地公体におけるPPP／PFI等の活用について、金融機関が助言や必要な協力を行っていくことは効果的であるとの考え方で一致した。そのため、各金融機関において、それぞれの経営判断に基づき、ノウハウの面や、(株)民間資金等活用事業推進機構、民間都市開発推進機構、地域内の関係者（地公体等）とのネットワークなどの面での強化を図っていく、との考え方を整理した（→【今後の取組】１．参照）。
- また、当面、PPP／PFI等の普及拡大に向けた足がかりとなるよう、地公体が行う以下のような取組について、地域の実情や各金融機関の経営判断に基づきつつ、地公体等に助言等を行うことが効果的ではないかと提案がなされた（→【今後の取組】２．参照）。

- ・ 地公体の保有資産（公共施設・社会資本）の情報を一元的に把握・管理するための取組（公有財産マネジメント）

地公体が「公有財産マネジメント」の取組を進め、公共施設・社会資本の将来にわたる更新需要を把握した上で、当該更新需要等どのように応えていくか検討し、その中で、施設の統廃合や複合化、長寿命化などを図るとともに、PPP／PFI等を含め最適な事業手法が選択されることが望ましいと考えられる。

- ・ 住民にとって身近な案件や、公有地の再開発などの案件におけるPPP／PFI等

PPP／PFI等に対する住民の理解を広める観点からは、まずは、民間活用の効果を実感し易い取組や、理解の得られやすい取組から手がけていくことが考えられる⁴。

【今後の取組】

1. PPP／PFI等を推進するための金融機関のノウハウやネットワーク（地公体等の関係者との連携）面での取組

（1）ノウハウ面での取組

＜現状＞

PPP／PFI等の取組実績の少ない地域における地域金融機関の中には、十分に経験・ノウハウを蓄積する機会を得られにくい先が少なくないとの指摘があった。こうした地域金融機関においては、今後、それぞれの経営判断に基づき、地公体に対する助言・協力を行っていく上で必要なノウハウ等の向上を図っていくことが考えられる。

⁴ 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」においても、「公的不動産の有効活用などを通じて民間の提案を大胆に取り入れた事業を推進する」こととされている。

<今後の取組>

- 全国の地域金融機関（都道府県、政令市の指定金融機関など）において、それぞれの経営判断に基づき、担当部署におけるノウハウの向上や、既に実績の多い他金融機関等との連携を図る等の方策により、地公体によるPPP／PFI等の推進に対して必要な助言・協力を行うことができるよう努める。
- 大手行等、(株)日本政策投資銀行（政投銀）、(株)民間資金等活用事業推進機構、民間都市開発推進機構は、地域金融機関からの依頼等に応じて、地域金融機関による上記の取組に対し、可能な協力を行う。
- また、地域金融機関等は、担当部署におけるノウハウ向上を図るために、必要に応じて(株)民間資金等活用事業推進機構、民間都市開発推進機構に照会したり、各種セミナー等（例えば、日本銀行では、26年12月16日（火）にPPP／PFI等に関して「金融高度化セミナー」を開催）を活用する。

（２）ネットワーク（地公体等の関係者との連携）面での取組

<現状>

PPP／PFI等に積極的に取り組んでいる地公体の中には、地公体と地域金融機関、地元事業者との間の連携が図られている例が存在する。例えば、福岡市では、PPP／PFI等に関する情報・ノウハウの共有を図るため、地公体・地域金融機関・地元事業者の3者が一堂に会する場が設けられている。今後、PPP／PFIの普及拡大を図っていく上で、当該3者や(株)民間資金等活用事業推進機構、民間都市開発推進機構の連携が重要と考えられる。

（参考）「官民ラウンドテーブル」で紹介された取組例（福岡市）

福岡市では、公共建築物の整備・運営に関連する設計、建設、管理運営、金融などの地場企業が一同に会し、①他都市の事例研究を通じた企画提案力や事業遂行力の向上、②異業種ネットワー

クの形成、③福岡市の事業に関する情報提供と意見交換を目的として「福岡PPPプラットフォーム」を設置・運営している。同市では、23年6月より、計13回のセミナーを開催し、各回約50～70社の地場企業が参加している。

また、福岡市においては、「福岡PPPプラットフォーム」参加者からの「事業参画に向けたスキルアップを目指し、より実践的な演習の場が必要」「コンソーシアム組成に向け、より広範な企業ネットワークが形成できる場が必要」との声などを踏まえ、(株)産学連携機構九州（国立大学法人九州大学が100%出資のTLO（Technology Licensing Organization、技術移転機関））の新たな事業部門として「九州PPPセンター」を設置。「九州PPPセンター」は、九州・福岡における地域密着型PPPの専門拠点として、企業支援（実践講座、コンサルティング）、行政支援（コンサルティング）、人材育成（九州大学との共同研究）などを実施。地元の地域金融機関も「九州PPPセンター」に対する人材支援を行っている。

<今後の取組>

国、地公体が今後直面する少子化・高齢化、インフラ設備の老朽化と更新などの課題に対応し、地方創生、国土強靱化などの戦略を推進するためには、PPP/PFIなどの手法によって民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進することが必要になる。このためには、例えば以下のような、各地域における産学金官の連携の取組が有効と考えられる。

- 地公体が、地公体・地域金融機関・地元事業者・(株)民間資金等活用事業推進機構、民間都市開発推進機構の5者が一堂に会する場を設置するにあたって、地域金融機関としても積極的に協力する。こうした関係者による連携の強化に関しては、各省庁の支援の枠組み（※）があり、地公体においては、こうした枠組みの活用も考えられる【国土交通省、内閣府PFI推進室の取組と連携】。

（※）国土交通省（都市局まちづくり推進課）では民間資金を活用

した不動産ファイナンス等を促進するため、平成 27 年 1 月 22 日から 2 月 19 日までの日程で、全国 8 都市（仙台、新潟、東京、静岡、大阪、岡山、高松、福岡）において、金融機関・地公体等が参加するワークショップを開催したところであり、このような場を関係者の連携強化のために活用する。

また、内閣府 P F I 推進室では地域プラットフォームの形成支援策を本年度から行っており、金融庁または財務局や日本銀行とも連携を図ることとしている。

- 日本銀行は、P P P / P F I に関する「地域ワークショップ」を創設し、各地での開催を通じて、地域金融機関等への情報提供や意見交換に努める。
- また、既に地公体が地域金融機関や地元事業者等との連携の場として設けている「産学金官ラウンドテーブル」についても、P P P / P F I 等に関する情報・ノウハウの共有を図るために活用することが考えられる⁵。地公体（都道府県、市町村）が地域金融機関との間で、P P P / P F I 等に関する窓口となる連絡先リストの交換を実施することも有効であると考え⁶。総務省は、当該連絡先交換に関して、P P P / P F I 等推進の趣旨を含め、地公体側に協力を呼びかける【総務省の取組と連携】。
- 地公体にとって P F I の取組は、近隣の地公体の先行事例があると地元の理解を得やすくなる、との見方もある。こうした観点も踏まえ、まだ P F I の取組実績のない（または少ない）地公体や、取組実績の少ない事業に関しても、地域金融機関は、それぞれの経営判断に基づき、助言や情報提供などを行うことが考えられる。例えば㈱民間資金等活用事業推進機構との定期的な勉強会、指定金融機関としての日常的な対話の機会や上述の「産学金官ラウンドテーブル」の場を捉えて

⁵ 官民ラウンドテーブル「中小企業金融機能の向上」作業部会の報告書（25 年 5 月公表）を踏まえ、地域における産学金官の連携強化を図るため、各地域において「産学金官ラウンドテーブル」の枠組みが設けられている。

⁶ 25 年に地公体と地域金融機関との連絡先を交換しており、この取組を継続・拡充するもの。

助言等を行うことなどが考えられる。

こうした地公体におけるPFI事業実施に向けた可能性調査の検討に関して、内閣府PFI推進室では、地域にとって魅力や価値があるPFI事業の実施を検討しようとしている地公体から具体的な案件を募集し、支援している。地域金融機関は、上述のネットワークの場などにおいて、必要に応じて、地公体に助言等を行うことが考えられる。

- また、内閣府PFI推進室は、今後とも、地公体におけるPFI事業の活用を支援するため、PFI事業について疑問等のある地公体に、PFIの実務に通じたPFI専門家を派遣する。また、内閣府PFI推進室は、今後とも、こうした疑問等に対し、ワンストップの窓口において対応する。地域金融機関は、上述のネットワークの場などにおいて、必要に応じて、地公体に助言等を行うことが考えられる。
- (株)民間資金等活用事業推進機構は、独立採算型（一部について、地公体等がサービス利用料を負担するものを含む）のPFI事業の実施について地公体に働きかけるとともに、当該事業の実施を検討する地公体に対して、民間金融機関や政投銀等とも協調しながら、民間からの資金供給を促す観点からリスクマネーを抛出（優先株の取得（出資）、劣後債の取得（融資））する。

2. PPP/PFI等の普及拡大に向けての当面の取組

PPP/PFIの普及拡大に向けて、当面、例えば、以下のようなプロジェクトに取り組んでいくことが考えられる（なお、各地域における取組は、以下の例に限らず、地域の実情等を踏まえて検討）。

(1) 地公体における公有財産マネジメントの推進

<現状>

【総論】でも整理したとおり、今後、PPP/PFI等の推進を図り、財政資金を抑制しつつ、公共施設・社会資本の更新需要に応じていく上で、地公体が公有財産マネジメントに取り組み、施設の統廃合や複合化、

長寿命化などを図るとともに、将来にわたる更新時期・規模を把握できるようにすることは極めて重要と考えられる。

<今後の取組>

- 地公体による公共施設等総合管理計画の策定や固定資産台帳を含む地方公会計の整備、その活用策の検討において、地域金融機関等は、地公体のニーズや地域金融機関の経営判断に応じ、例えば傘下のシンクタンクの知見を活用するなどして、助言・協力を行う【総務省の取組と連携】。
- このように、公共施設等総合管理計画の策定や固定資産台帳の整備により、公共施設の更新時期等を前もって把握できるようにし、施設の統廃合や複合化、長寿命化などを図るとともに、PPP／PFI等の活用を含む更新・再開発事業を計画的に進めていくことが考えられる（公有地の再開発等に関しては、後述（3）参照【公有地の再開発等に関しては、総務省のほか、財務省の取組とも連携（後述）】）。

（参考）「官民ラウンドテーブル」で紹介された取組例

ある地域金融機関においては、地元の市町村に対して、公共施設等の更新費用の推計、推計結果の提供を兼ねた勉強会、専門コンサルタントと傘下のシンクタンクの連携による公共施設等総合管理計画の策定等の業務受託などに取り組んでいる。

（2）住民の身近にある公共施設等にかかるPPP／PFI等の実施

<現状>

PPP／PFI等の普及を図る上では、住民の身近にある案件について取り組み、PPP／PFI等に対する住民の理解を広めることが重要と考えられる。

<今後の取組>

- 地公体においては、既存の交付金・支援制度等も活用しつつ、住民

の身近にあるPPP／PFIの案件を進めていくこと等が考えられる。地域金融機関は、こうした案件に関する融資を含め、事業性に着目した融資等を通じて地域経済活性化に寄与する。これに関して、「官民ラウンドテーブル」では、交付金・支援制度等を利用し得る案件として、以下の取組例について紹介があった。

- ・ 地域の施設等の利活用を行う事業を促進する取組

総務省（地域力創造グループ）から、民間のアイデアと資金を活用した公共施設のリノベーションを促進する取組である「公共施設オープン・リノベーション」事業について紹介があった【総務省の取組と連携】⁷。

この事業においては、全国の公共施設に係る活用可能スペース等のデータベースの整備を図ることとされている。

- ・ 公共・公益施設のより効果的な活用を促進するための取組

国土交通省（都市局まちづくり推進課）から、主に地域における民間都市開発事業に対して、民間都市開発推進機構が行う出資業務である「まち再生出資」について紹介があった【国土交通省（民間都市開発推進機構）の取組と連携】。

この出資業務を活用することは、公益施設と民間施設の合築事業や公共施設等を活用したまちづくり事業の立上げ支援（民間資金の呼び水）につながることを期待される⁸。

⁷ なお、「官民ラウンドテーブル」の席上、総務省（地域力創造グループ）からは、PPP／PFIの取組に直ちに活用し得るものではないが、地域経済の活性化に資する施策として、地公体に対する「地域経済循環創造事業交付金」制度等について紹介があった。「地域経済循環創造事業交付金」とは、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用のうち、民間資金だけでは不足する分を地公体が助成する場合、当該助成費用の全額について、総務省が交付金として地公体に交付する制度。

⁸ 例えば、オガールプラザ整備事業（岩手県紫波町）等の支援事例がある。本事例は、紫波町が公民連携手法を取り入れて進めている新駅周辺まちづくり事業の中核施設として、公益施設（図書館・子育て支援センター）と民間施設（農産物産直施設、クリニック、飲食店等）を合築により複合的に整備したものの。

(3) 民間資金を活用した公有地等の再開発促進

<現状>

市町村合併や公共施設の移転・統廃合等に伴う公有地等の再開発について、国・地方や官民の連携を強化し、民間の資金やノウハウの積極的な活用を図ることが、地域経済の活性化に寄与すると考えられる。計画的で効率的な再開発を行うため、国・地方や官民の間の連携を強化していくことが有効と考えられる。

<今後の取組>

- 地公体は、民間資金を活用した公有地等の再開発事業に関し、国土交通省によるワークショップ（前掲）などを通じ、大手行や地域金融機関等との間の連携を強化する【国土交通省の取組と連携】。
- 現在、財務省、総務省及び国土交通省では、地域における公的施設について、国と地公体が連携し国公有財産の最適利用を図るよう取り組んでいるところであり、各財務局と地公体の連携を強化する【財務省・総務省・国土交通省の取組と連携】。

【結び】

今後、以上で述べてきた取組が着実に進んでいくことが期待される。引き続き、必要に応じて、進捗状況や課題などについて意見交換を行っていくこととする。

(以上)